職種1、2　　要介護認定調査員・障害支援区分認定調査員

＊　職種1、2いずれかだけの登録も可能です。

**■　業務内容**

【1.　介護保険法に基づく要介護認定調査業務】

【2.　障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定調査業務】

・南伊勢町、大紀町、度会町の高齢者・障害者のもとを訪問します。遠いところでは1時間程度自動車を運転して訪問します。

・認定調査員テキストの内容をもとに、高齢者・障害者から1～2時間ほどお話をうかがいます。

・うかがったお話の内容について、ワードを使って特記事項という文章を作成します。

**■　応募資格**

　次の①～⑥をすべて満たす方です。

①　心身ともに健全で、介護保険業務・障害福祉業務に情熱のある方

②　介護支援専門員・保健師・看護師・精神保健福祉士・社会福祉士・介護福祉士のい　ずれかの資格を有する方

③　普通自動車運転免許を取得されており、自動車を運転して高齢者・障害者のもとへ訪問が可能な方

④　パソコンが実務レベルで使用できる方

⑤　度会広域連合に通勤可能な方

⑥　地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方

**■　登録の申込み受付**

　随時受付をしています。

　土曜日・日曜日・祝日等を除く、午前8時30分～午後5時１５分に度会広域連合に持参もしくは郵送してください（なお、登録の有効期限は登録日の翌年度末です。再登録は可能です）。

**■　登録に必要な書類**

様式第1号と履歴書です。

**■　任用**

　会計年度任用職員を採用する必要が生じたとき、登録者の中から選考により任用します。

　したがって、登録をなされても任用されない場合もあります。

**■　任用の期間**

　最長で1会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）です。

**■　任用の条件等**

（1）勤務日数等

勤務時間は平日8：30～17：15（内休憩1時間）ですが、勤務日数や勤務時間は相談に応じます。

『希望する時間だけ』、『希望する日数だけ』の勤務についても相談に応じます。

（2）給与・各種手当等

　◆給与…フルタイム勤務（週38時間45分）の場合　月額161,600円より

　　　　　パートタイムの場合は日給・時給により計算。例：時給993円より

　◆期末手当…勤務時間等の条件により支給される場合があります。

　◆通勤手当…規程により支給します。

　◆退職手当…フルタイム勤務で任用期間が6か月を超える場合のみ支給します。

（３）社会保険等

　労働条件に基づき加入要件を満たす場合は健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

　公務上の災害、通勤による災害について補償制度があります。

（４）休暇

　◆年次有給休暇…週当たりの勤務日数に応じて規則に従い付与します。

　◆任用期間・勤務日数等の条件により、夏季休暇が付与されます。

　◆その他、慶弔休暇等の特別休暇が規則に従い取得可能です。